官　庁　報　告

官　庁　事　項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成28年８月１日に施行される事業の区分「濃度計第一類（濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成９年４月21日に制定した事業の区分「濃度計第一類（濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を製造する事業）」についての細目を平成28年７月31日限り廃止するので公示する。

平成 28 年１月 15 日　　経済産業大臣　林　　幹雄

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

財　　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり平成二十八年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見の提出があったので、公表する。

平成二十八年一月十五日　　総務大臣　山本　早苗

平成28年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成27年11月20日
地方財政審議会

当審議会は、平成28年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

急速に進行する少子高齢化への対応、地域経済の再生、地方創生の推進、地球温暖化対策など、今日の我が国における地方税制を考える上で考慮すべき課題は山積している。

本年３月31日に平成27年度税制改正法が成立し、消費税率（国・地方）については、平成29年４月１日に８％から10％へ引き上げることとされた。このことに伴い、平成28年度の税制改正の過程においては、与党税制改正大綱等において消費税率（国・地方）10％段階で措置を講ずることとされている、地方法人課税の偏在是正や車体課税の見直し等について議論されることになると見込まれる。

一方で、我が国の財政は、景気の回復により税収は増加傾向にあるものの、社会保障関係費の急増などにより、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。そのため、政府においては、国・地方のプライマリーバランスに関する財政健全化目標を設けて、財政健全化に取り組んでいる状況にある。

このような課題を踏まえ、今後の地方税制を検討するに際しては、これまでの議論も踏まえつつ、地方税の原則に立ち帰り、地方分権を推進する観点から、地方財政の基盤となる地方税の充実に向けた検討が行われなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、平成28年度税制改正等に関する意見をまとめた。

第一　今後目指すべき地方税制の方向

１　地方税のあるべき姿

我々が生命・財産を守り地域で安心して暮らしを営むためには、公的サービスは欠くことの出来ないものである。租税は、そのような公的サービスを提供するための資金を調達することにその本来の機能がある。したがって、地方税においては、地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保される必要がある。

「公平」の原則は、租税において、最も重視されなければならない。地域住民や地域社会で活動する人々や法人が、相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税には、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められる。

加えて、社会保障や教育等の地域に密着した基礎的な行政サービスを恒常的に提供するための財源としての地方税にあっては、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。

こうした地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿についての考え方は次のとおりである。

⑴　地方自治を支える地方税の充実確保

地方自治体が行うサービスに必要な費用は、自分たちが負担する地方税で賄う。このような地方自治の理想形に近づけるためには、地方税の充実確保を図るとともに、地方分権を推進し、国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源のあり方を見直すことが必要である。

少子高齢化が急速に進む中で、地方自治体が身近なところで果たす医療、介護、子育て、障害者福祉などの社会保障サービスの需要は、今後ますます増加が見込まれる。また、地球温暖化対策などの環境対策においても、地方が重要な役割を果たすことが期待されている。

一方で、地方財政については、景気回復に伴い地方税収は増加傾向にあるが、なお地方税収の２割に相当する巨額の財源不足（7.8兆円、平成27年度地財計画）が生じており、今後も厳しい財政状況が続く見込である。

そのため、地方税の応益原則等を踏まえつつ、少子高齢化が進む中で持続的な成長を可能とする社会の実現を目指す観点から、地方税収を確保し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた地方税制改革を推進することが必要である。

なお、国が経済政策等のために地方税で減免を行う場合には、地方税を中心とした恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定財源を確保するのが基本である。

⑵　分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

公的サービスによる便益は、社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが必要である。地方税は、地方自治体が地域住民に身近な行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものである。こうしたことを踏まえると、地方税制にあっては、地域社会の共通の経費を、その地域の地方自治体が提供する行政サービスからの受益を受ける人々や法人が広く、その能力に応じて負担し合うことにより公平性を確保すべきである。

仮に、経済政策を行う場合には、税制ではなく歳出により対応することが基本であり、経済対策などの国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めるものであり、可能な限り行うべきではない。

⑶　地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化

地方分権改革を進める観点からは、地方自治体の歳出のみならず歳入面でも自主性が発揮できるよう、課税自主権の拡大を進めるべきである。

地方税の税負担軽減措置等は、地域の実情と関係なく全国一律に税負担が軽減されることから、地方の自主性・自立性を損なう場合がある。このため、地方税の税負担軽減措置等を導入する場合には、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）[注1]を活用していくべきである。

⑷　適正・公平な課税の実現に向けた税務行政の執行

地域社会の会費的な性格を有する地方税全体に対する信頼を確保していくためには、地方自治体が、法令の規定に基づき、税務行政を適正かつ公平に執行することが重要である。加えて、最小徴税費の原則等を踏まえれば、効果的で効率的な執行体制を整備することも重要である。

滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的知識や経験の蓄積が税務職員に求められる一方で、行革の推進等により地方自治体の税務職員数は減少傾向にある。したがって、税務職員に対する研修等の充実に加え、滞納整理等の徴収事務を地方自治体間で共同処理すること等も併せて検討することが求められる。